

佐賀県公安委員会告示第2号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定により、次のとおり医師の指定を行った。

令和6年9月17日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

1 医師の氏名、勤務する医療機関の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名称	所在地	
石井 博修	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町中原400番地	法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者
村川 亮	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	神埼郡吉野ヶ里町三津160番地	法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者
溝口 義人	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島五丁目1番1号	法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者
國武 裕	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島五丁目1番1号	法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者
橋本 学	独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター	神埼郡吉野ヶ里町三津160番地	法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者

2 指定年月日

令和6年9月17日